

株式に関する税制

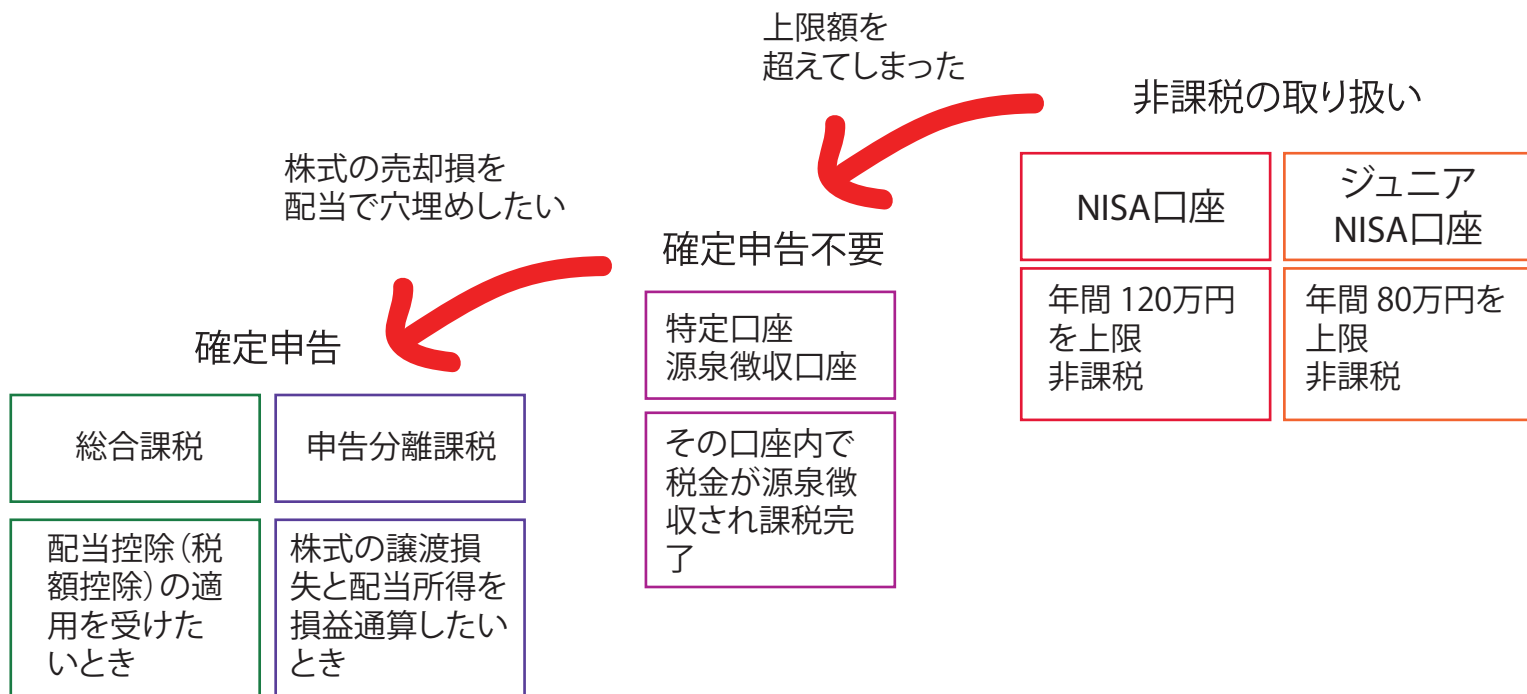
非課税や確定申告不要を活用しよう

株式に関する税制は、申告分離課税が原則です。申告分離課税とは、ほかの所得と区別して確定申告する制度です。しかし、株式の税制には例

外が多くあります。NISA口座(少額投資非課税口座)を使えば非課税になりますし、特定口座を使えば、口座の中で税金が源泉徴収され、確定申告をしなくても

納税が完了します。さらに、株式の損失を配当と相殺して納税する方法や、配当の一部を税金から差し引く制度なども用意されています。

株式に関する税制のしくみ



ライフプランに関する相談はお気軽に

Barms
Corporation Co., Ltd.

発行元:バームスコーポレーション(有)
神奈川県川崎市宮前区土橋2-2-2-301
tel (044) 854-8480 fax (044) 856-7268
mail pinfo@barms.jp http://www.barms.jp